

第 63 回 保守管理検討会 議事録

1. 開催日時： 2020 年 9 月 17 日（金） 13:10～14:50

2. 開催場所： Web 会議

3. 出席者：（順不同、敬称略）

出席委員：鈴木主査（中部電力）、大島（東北電力）、大野（日立 GE ニュークリア・エナジー）、笠毛（九州電力）、喜多（日本原燃）、齋藤康（電源開発）、斎藤裕（北陸電力）、竹丸（中国電力）、西野太（関西電力）、西野昌（北海道電力）、古谷（四国電力）、堀水（原子力安全推進協会）、真壁（東京電力 HD）、峯村（東芝エネギーシステムズ）、和地（三菱重工業）

（計 15 名）

代理出席：仲井（日本原子力研究開発機構、金子委員代理），

（計 1 名）

常時参加：伊藤（日本エヌ・ユー・エス）

（計 1 名）

欠席委員：米澤（日本原子力発電）

（計 1 名）

事務局：葛西（日本電気協会）

（計 1 名）

4. 配布資料

63(1) 保守管理検討会・日程調整 その 2

63(2) 第 62 回保守管理検討会議事録（案）

63(3)1-1 8 月 5 日 JEAC4209(保守管理規程)_書面投票結果 R0

63(3)1-2 8 月 5 日 JEAG4210(保守管理指針)_書面投票結果 R0

63(3)2-1 JEAG4209 最終報告に対する NUSC 意見等 Rev.0

63(3)2-2 JEAG4210 最終報告に対する NUSC 意見等 Rev.0

63(4)1 8 月 20 日_第 43 回運転・保守分科会議事録(案)

63(4)2 9 月 9 日_基本方針策定タスク共有（大平幹事より）

63(4)3 JEAC4209 公衆審査検討

63(5)1-1 【検討会結果反映】(2019_2020 年度)JEAC4209 改正検討用気付き事項

63(5)1-3 原本 JEAC4209 本文_R08_200917 発刊案【原本】

63(5)2-1 【検討会結果反映】(2019_2020 年度)JEAC4210 改正検討用気付き事項

63(5)2-3 原本 JEAC4210 本文_R12_200917 発刊案【原本】

63(5)2-1 【対応案】(2019_2020 年度)JEAC4209 改正検討用気付き事項

63(5)2-2 【対応案】(2019_2020 年度)JEAC4209 改正検討用気付き事項

63(6)1-1 公告文 4209

63(6)1-2 公告文 4209

63(6)1-3 規格作成手引き（本文、付属書 抜粋）

63(6)2-1 卷頭言原本案 R1(山口先生修正)

63(6)2-2 誤記防止チェックリスト（分科会前版），用語・文章等チェックリスト（NUSC 前版）

63(参考)-0_7月20日JEAC4111書面投票結果

63(参考)-1_9月7日 53-4-1_JEAC4111上程案に対するNUSC書面投票コメント

63(参考)-2_9月7日 53-4-3_JEAC4111-20XX本文(原本案)

63(参考)-3_9月9日 67-4-2-2_JEAC4111発刊スケジュール(概略)について

63(参考)-4_9月10日(NUSC事前レク)JEAC4111-20XX書面投票に係る論点整理

63(参考)-5_規約抜粋:書面投票の流れ

5. 議事

事務局より、本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことの周知徹底が行われた後、議事が進められた。

(1) 代理出席者の承認等

事務局より代理出席者1名の紹介があり、主査の承認を得た。出席委員数は代理出席者を含めて16名で、規約上の決議の条件である「委員総数の3分の2以上の出席」を満たしていることが確認された。さらに、配付資料の確認があった。

(2) 前回議事録の承認

事務局より、資料63(2)に基づいて前回議事録案の説明があり、挙手により承認された。

(3) JEAC4209/JEAG4210に関する原子力規格委員会審議結果の対応等について

事務局および主査より、資料62(3)-1から資料62(3)-2-2に基づいて、JEAC4209/JEAG4210の原子力規格委員会審議結果およびご意見への対応方針について説明があった。

<説明内容>

- ・ 第74-4回原子力規格委員会で7月16日～8月5日の3週間で書面投票され、結果は可決された。
- ・ 委員より保留票による参考意見と保留意見を頂いた。

<主な意見、コメント>

- ・ 議題4の後に、議論とした。※以下、議題4の後の主な意見、コメント
- ・ 「検査及び試験」について、この方針で良い。ただし、本文と解説2の差異についての回答が無いため、解説2が「検査」と「試験」で分けているのは、ガイドの引用であることを記載してはどうか？

→その方が丁寧であるため、追記する。

- ・ 「検査及び試験」について4111側に意見されているのか。

→4111側にも意見されている。

- ・ JSMEでは「試験」と「検査」を使い分けているため、4111や4209/4210と異なる。

→新検査制度のガイド類でも「試験」「検査」を定義しているため、全てを合わせるのが難しい状態。

- ・ ご意見に誤記があるが、原文記載のままとするのか。

→原文記載としつつ、「正しい記載で受け止め回答しております。」の補足を入れる。

- ・ MC-7 と MC-6 の不整合意見については、ご質問の趣旨を踏まえると MC-6 中心的回答から MC-7 中心的回答に変えた方が良いと考える。

→その様に変更する。

(4) 運転・保守分科会審議結果の対応等について

事務局および委員より、JEAC4209/JEAG4210 について、資料 63(4)1 に基づき、運転・保守分科会審議結果の対応等について説明があった。また、事務局および主査より、資料 63(4)2 および 63(参考)-3 に基づき、基本方針策定タスクについて説明があった。

<説明内容>

- ・ 手動スクラムの件に関して、分科会上程時から一部変更がされたため説明し、一部変更内容へのコメントも頂いたが、基本的には了承頂いた。
- ・ 公衆審査への対応については、4111 の対応を待つこととし、検討会にて検討しつつ必要に応じて分科会を開催することで決議された。

<主な意見、コメント>

- ・ 手動スクラムの件に関して、分科会の中で質問もあり、一部誤解を与えかねない回答をしており検討会委員に周知された。

→事実としては合っているため、分科会の議事録は修正しない事とした。

- ・ 分科会委員が「4111 と切り離して進めれば良い」との意図について再確認したい。

→JEAC4209/JEAG4210 としては規約に基づく手続きを踏んでおり、公衆審査原本の記載が JEAC4111-20XX となったとしても、リスク活用を踏ました JEAC4209/JEAG4210 をいち早く公衆に知らしめるべき。との意図であった。

- ・ CAP は 4111 も大きく変更されない見通しと思われるが、「試験・検査」については JEAC4209/JEAG4210 を修正すべきか確認したい。

→「試験および検査」の用語の定義は 4111 側で行っており、それを JEAC4209/JEAG4210 に取り込んでいるため、JEAC4209/JEAG4210 が 4111 と切り離して進めるかの議論に関連する。

- ・ 4111 と切り離して進めるのか、協調して進めるのか検討会委員の意見を確認したい。

→JEAC4209/JEAG4210 が 4111 を切り離して単独で進められるのか分からぬ。

→公衆審査も含めて 4111 の内容が変更される可能性もあるため、4111 の変更について JEAC4209/JEAG4210 側の影響も事前に確認しておく必要はあると考える。

→公衆審査迄のスケジュールは大きく変わらないと想定。しかし、公衆審査での意見反映を踏まえるとリスクはある。しかし、これまで 4111 と記載について調整てきて新検査制度に対応できる様にしてきたし、その様に説明もしてきている。よって、4111 と協調して進めるべき。

→公衆審査迄のスケジュール通りに進まない場合には、4111 と 4209/4210 も再審議とならざるをえない。そして、11月4日迄に 4209/4210 を単独で公衆審査を開始したとしても、発刊迄に 4111 側の公衆審査の結果を踏まえて記載調整がなされ、発刊は 4111 と同時の3月末になろうかと考える。

→4111 側の意見対応が、4209/4210 に影響を及ぼさないか検討会として事前に調べておく必要がある。

→4111 の状況を踏ました上で、10/28 分科会にて 11月4日迄に 4209/4210 は公衆審査に入り、必要

な対応は引き続き行ったうえで、4111とは発刊時期を合わせていく事とした。

- ・規約通り11月4日迄に公衆審査に入れなかつた場合はどうなるのか。

→検討会から規格審議の仕直しになると考える。

- ・分科会へ諮る資料は、どれになるのか。

→その辺を含めて、主査と事務局で相談しメールベースで委員に送付、確認頂く事とした。

(5) 規格課題検討について

委員より、資料62(5)1-1、資料62(5)2-1に基づき、説明があった。

<主な意見、コメント>

- ・「定検」の記載を「定期事業者検査」とすべきか、用語の定義をすべきか。

→「定検」と「定期事業者検査」で違う意味になるのではないか。

→狭義で検査の「定期事業者検査」と、従前の「定期検査」が広義で「定期事業者検査」となったため法律用語としては問題ない。

→社内では個別の「定期事業者検査」と「定期検査」の全体を使い分けている、混在する。

→「定検」について定義しきれないため、現状のままとする。

- ・「使用前事業者検査等」については、解説11については記載しきれないため、修正しない。

→「定期事業者検査」の範囲が狭い事を説明したいために、この図を記載していく。「使用前事業者検査」についてはこの図に記載する必要がない。

→ATENAガイドには丁寧に記載されているため、事業者はそちらを確認していくことになる。

→「定期事業者検査は～」とか「使用前事業者検査は～」の様な解説がある方が親切であるため、次回の改定で見直した方が良い。

→次回の改定でフロー図にする・ATENAガイドを読み込む等を見直す。

- ・卷頭言の修正に合わせて、解説11も「JEAC4209」に統一してはどうか。

→気付きリストに追加のうえ、原本修正する。

→手動スクラムの件と、頂いたご意見反映箇所についても気づきリストに追加して対応する。

(6) 今後の進め方について

事務局より、資料No.63(6)1-1、資料No.63(6)1-2に基づいて、今後の進め方について説明があった。

- ・公告文について、公衆審査前迄にメール等にてご意見伺いする事とした。
- ・公衆審査後から発刊の時までのチェック類について計画的な実施を依頼した。

以上